

令和 7 年度 地域密着型サービス公募要領

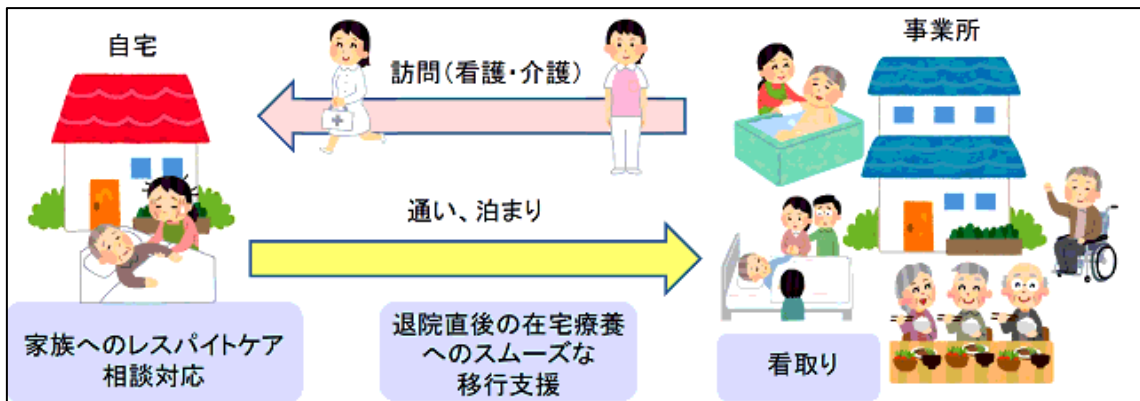
看護小規模多機能型居宅介護

令和 7 年 7 月

宗像市健康福祉部介護保険課

目 次

1	公募要領	P 2 ～ 8
2	評価基準	P 9 ～ 14
3	人員・設備基準等	P 15 ～ 17
4	参考資料（第 9 期日常生活圏域一覧表）R6.4.1 時点.....	別添



1 はじめに（地域密着型サービスの指定について）

本市では、第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を図る予定としています。

本公募は、上記に基づき、地域密着型サービスを提供する事業所の整備を図るため実施するものです。以下に、募集内容等を示しますので、地域密着型サービスの理念、第9期計画の内容、その他関係法令等を十分ご理解のうえ、ご応募ください。

～「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」より抜粋～

■看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支え、利用者や介護者の状況に合わせ、訪問看護、通い、泊まり、訪問介護を柔軟に組み合わせて臨機応変に提供できるサービスです。多くの高齢者が望む在宅での介護を実現し、医療ニーズの高まりに対応するとともに、介護者の負担軽減と認知症高齢者等の在宅生活継続を支援するため、市内の1圏域以上を対象として、1か所の整備をめざします。

圏域	定員数（実績）	定員数（計画値）		
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
未指定	0人	0人	0人	29人

2 公募の対象事業について

以下の内容のサービスを整備・運営する事業者を1事業者選定します。

公募するサービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護 1か所 （登録定員29人以下） ※1 他サービス種別の施設の併設を希望する場合は、事前に相談をすること ※2 サービス付き高齢者向け住宅又は住宅型有料老人ホームへの併設は認めない
実施区域	圏域未指定（市内の1圏域以上を対象）

3 公募の対象者について（応募資格）

法人のみです。法人種別は問いません。

地域密着型サービス事業者については、法人でなければ指定をすることができません。

4 開設までの流れ（予定）

実施時期	実施内容
(令和7年度)	
令和7年 7月 1日	地域密着型サービス開設者公募開始 ※市のHPに概要を掲載
令和7年 7月31日 17時まで	① 申込意向確認書の提出期限
令和7年10月31日 17時まで	② 応募書類の提出期限
令和7年11月	③ 宗像市介護保険課による書類審査・ヒアリング
令和7年12月	④ 選考委員会による審査（プロポーザル方式） ※応募事業者によるプレゼンテーション実施
	⑤ 介護保険運営協議会地域密着型サービス部会審議
令和8年 1月	⑥ 指定（候補）事業者決定、決定通知、公表 ※指定（候補）事業者は市のHPにて公表
令和8年 1月 ~	⑦ 事業開設の準備
	⑧ 指定申請（指定日の3ヶ月前末日までに提出）
	⑨ 書類審査、現地確認
(令和8年度)	
令和8年度中指定・開設	⑩ 事業所指定・開設 ※指定は毎月1日が原則

※応募する場合は、必ず申込意向確認書を提出してください。

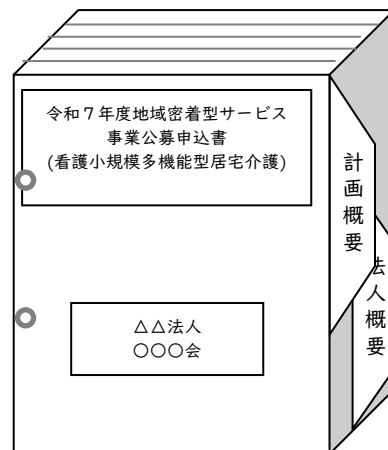
申込意向確認書の提出期限：令和7年7月31日（木）17：00まで（期限厳守）

※応募書類は、必ず法人の担当者が、窓口持参にて提出してください（郵送不可）。

応募書類の提出期限：令和7年10月31日（金）17：00まで（期限厳守）

5 応募書類について

- (1) 別添の「令和7年度地域密着型サービス公募様式 看護小規模多機能型居宅介護応募書類様式集」のとおり提出してください。
- (2) 応募提出書類は返却しません。また、この応募に関する費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、応募事業者の負担とし、本市は一切負担しません。
- (3) 提出部数は、正本1部、副本2部の合計3部です。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明不要）。
- (4) 提出書類の体裁は、以下のようにお願いします。
 - ① 各書類は、証明書類など既定のものや図面等を除き原則A4版に統一
 - ② 提出書類一覧表の順番に並べること
 - ③ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること
 - ④ 提出書類は左側に穴をあけてフラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に、「令和7年度地域密着型サービス事業公募申込書（看護小規模多機能型居宅介護）」と法人名を記載すること



※応募提出書類の様式データは宗像市公式ホームページに掲載しております

【宗像市公式ホームページ】ホーム > 組織からさがす > 介護保険課
> 看護小規模多機能型居宅介護事業所公募

QRコードはこちら→



6 選考方法と結果について

- (1) 指定（候補）事業者の選定は、選考委員会で候補事業者を選定した後、宗像市介護保険運営協議会地域密着型サービス部会に諮ったうえで、市長が決定します。
- (2) 選定する指定（候補）事業者は、1事業者のみとします。
- (3) 審査にあたっては、別添「評価基準」に沿って審査を行います。
- (4) 選定結果は応募された全事業者へ文書で通知します。
- (5) 審査結果によっては、指定（候補）事業者が選定されない場合があります。

※指定（候補）事業者として選定された場合においても、審議の過程で、計画内容に改善を要する事項を指摘される場合があります。この場合は、事業開始までに必ず改善を行ってください。

7 整備の方針（応募要件）について

看護小規模多機能型居宅介護については、本市介護保険事業計画に沿って、計画的に整備を進めていく必要があることから、設置を希望している全ての事業者から事業計画書を提出していただき、審査のうえ事業者を決定します。

（１）事業設置区域は市内の１圏域以上を対象とします。

※ 圏域については「第９期日常生活圏域一覧表」にてご確認ください。

（２）事業所の開設については、各種法令を遵守し、原則として令和８年度中に開設することとします。

（３）応募者について

- ① 介護保険法第７８条の２第４項各号の規定に該当しないこと。
- ② 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第４条（暴力団関係者の排除）の規定に該当しないこと。
- ③ 法人に国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。その代表者が本市市税の納付義務者である場合、市税の滞納がないこと。また、本市市税の納税義務者でない場合は、別添「宗像市税の納税義務者ではないことの申出書」を提出すること。
- ④ 法人が運営する事業所に対し、国・県・市から指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
- ⑤ 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に対応し、速やかに返還していること。

（４）資金計画について

事業所整備に必要な資金の確保については関係法令等を十分に理解して資金計画をたててください。また、自己資金の預金残高証明（９月１日以降の直近のもの）、借入を予定している場合は「融資予定証明」を添付してください。

① 運転資金について

事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の１２分の３以上に相当する額を確保できること。

※年間事業費とは別添「資金収支（見込）計算書」の支出額を算定基礎とすること
※年間事業費は１年目の収支を基礎として差し支えないが、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保できること。（通帳の写しを添付してください。）

② 資金収支計画について

- ア 資金収支計画については、事業開始から３年間の計画をたてること。
- イ 同時に新設する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ３年間の資金収支計画をたてること。
- ウ 収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みをたて、利用者確保の見込みや職員の採用計画などに基づき算定すること。

③ 補助金について

選定された指定（候補）事業者については、県の事業開設補助金を活用可能な場合は、開設準備経費を補助する予定であるため、選定後は本市の指示に従い補助金の交付申請をしてください。その場合、補助内示前には整備事業に着手することはできないため、留意してください。

（５）事業所の設置について

- ① 土地・建物については、所有権を取得し、登記することを原則とする。
- ② 事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は、事業開始後 10 年以上の賃借が確実であること。
- ③ 本事業計画の目的により、建物を新設整備する場合、土地・建物については抵当権や事業所の存続の支障となり得るような権利設定がないこと。なお、抵当権等の権利設定がある場合、その権利の抹消が確実であること。ただし、本事業の実施を目的に設定する普通抵当権は除く。
- ④ 土地・建物について、支障がないか等を事前に関係部署等と協議し、別添「事業所開設予定地・建物の状況」に記載すること。
- ⑤ 事業所の設置場所は、原則として市街化区域内にある地域内であって、住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあり、面積、形状、道路付、給排水、農地法、都市計画などの点からも支障がないこと。
- ⑥ 登記簿謄本を提出すること。
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅又は住宅型有料老人ホームへの併設は認めない。

■土地・建物を購入により取得する場合

応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できればよい。その場合は、条件付契約書※などを添付すること

■土地・建物を賃借する場合

応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できればよい。その場合は、条件付契約書※などを添付すること

※ 公募で選定されなかった場合は、契約が無効であること等を明記したもの

（６）建物設備について

防火安全対策を十分に行ってください。

（７）建設工事について

公募により選定された後に行う施設の建設工事は、市が行う公共工事に準じるものとして取り扱うため、契約に際しては、本市契約事務規則等に準拠し、指名競争入札等を行わなければならないこととなっています。

（８）地域住民等への説明について

- ① 事業運営のためには地域住民等との連携が必要となるため、建物を新築・増改築する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておくこと。
- ② 開設予定地の地域住民（自治会や町内会など）については、建物と事業内容等につ

いての説明を行い、その説明経過と承諾書を提出すること。（別添様式参照）

- ③ 隣接地権者については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出すること（別添様式参照）。なお、隣接地権者の範囲には、道路や水路などを隔てた地権者も含む。

（９）介護保険法に基づく指定について

- ① 公募により選定された指定（候補）事業者は介護保険法に基づく指定申請を行うこと。
- ② 本市の指定した期日に着工・完成及び介護保険法に基づく指定を受けることができること。
- ③ 指定申請については、審査期間を考慮し、竣工予定の３ヶ月前の末日までに行うこと。
- ④ 工事の必要がない場合は、随時、指定申請を行うこと。
- ⑤ 地域密着型サービスの代表者、管理者等は、指定を行う時点において、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。未受講の場合は、必ず指定までに研修を受けること。

（１０）看護小規模多機能型居宅介護の人員・設備・運営基準について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に適合していること。

（１１）事業所の人員について

- ① 開設までに所要の人員を確保できるよう、事業所職員の採用時期や募集期間等事業所の開設時期等について十分に検討すること。
- ② 事業所職員は、事前研修の期間を考慮して採用すること。

８ 禁止事項と欠格事項について

以下に該当する場合は、審査を行うことなく、あるいは審査結果にかかわらず不適とします。また、指定候補事業者として選考された場合であっても適用されます。

- ① 審査等に協力しない場合（ヒアリングの欠席・追加資料提出の拒否等）
- ② 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ③ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ④ 直接または第三者を介して審査および選考の妨げとなる行為をおこなった場合
- ⑤ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

９ 応募の辞退について

書類の提出期限後、指定（候補）事業者の選定前までに、やむを得ない理由等で辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出してください（様式任意）。

※ 選定後の辞退については、本市の行政計画に大きな支障を来たすことになるため、その影響を十分認識したうえで、確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

10 問い合わせ先・書類の提出先について

ご不明な点等は、原則として FAX 又はメール（別添様式「地域密着型サービス公募に係る質問票」）でお問い合わせください。内容によって、折り返し電話又は Q&A として回答します。

軽微な質問については、個別に回答する場合があります。

～ 問い合わせ先・書類の提出先 ～

宗像市健康福祉部介護保険課審査指導係 担当：福所

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（市役所北館1階）

電話：0940-36-9557 FAX：0940-36-2410

メール：kaigo-shido@city.munakata.lg.jp

11 参考資料について

（1） 条例等

- ① 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）
 - ② 宗像市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）
 - ③ 宗像市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（令和6年4月1日施行）
- ※ その他関係法令（介護保険法、老人福祉法、社会福祉法等）を上記の条例、規則等と併せて必ずご確認ください。

（2） 第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【宗像市公式ホームページ】ホーム > 分類から探す > 市政 > 施策・計画 > 各種計画
> 第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（3） その他

- ① 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>
- ② 独立行政法人福祉医療機構（ワムネット）ホームページ <https://www.wam.go.jp/>
- ③ 福岡県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>
- ④ 宗像市ホームページ <https://www.city.munakata.lg.jp/>

評価基準

看護小規模多機能型居宅介護

事業所整備の評価基準（審査の着眼点）

【基本項目】 関係法令等に適合しているかなど、基本的な審査項目（必須要件）

■ 事業所開設者（法人）に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
開設者（法人）	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しないこと
	本市が定める指定条件	宗像市指定地域密着型サービス基準条例第 4 条（暴力団関係者の排除）に該当しないこと
		法人に国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。その代表者（法人を新設する場合は、代表者になる予定の者）が本市市税の納税義務者である場合、市税の滞納がないこと
	本市が定める指定条件に該当していること	法人が運営する事業所に対し、過去 5 年以内に指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に対応し、速やかに返還していること
	事業経営の実績	法人として適正かつ安定した経営を維持していること（法令遵守等）

■ 事業所整備の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること。また、運転資金は <u>年間事業費の 12 分の 3 以上</u> の資金確保が確実であること
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地	事業所の開設予定地については、運営に支障が無く、各種法令等に従い、原則として事業所開設の 1 月前までに竣工できる場所であること

	土地・建物の確保	土地・建物は、原則として所有権を取得し、登記すること。また、事業所の存続の支障となり得るような権利設定がないこと。なお、抵当権等の権利設定がある場合、抹消が確実であること。ただし、本事業の実施を目的に設定する普通抵当権は除く。 一方、土地・建物を賃借する場合は、事業開始後 10 年以上の賃借が確実であること あわせて、土地・建物の取得あるいは賃借が確実であることが確認できること
	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害区域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、居室等の面積や必要な設備の有無などが介護保険法、建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること。また、福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること
地域との関係	地域住民に対する説明	地域の実情を十分に把握したうえで、地域住民（自治会や町内会など）に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者及び近隣住民に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
協力医療機関等	協力医療機関等の確保	協力医療機関・歯科医療機関や介護老人福祉施設等のバックアップ施設が確保できることが確実であること
その他	事業整備における支障	上記の他、事業所整備にあたり支障がないこと

■ 事業所の指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
看護小規模多機能型居宅介護	指定基準等との適合	基準条例及び介護保険法等に基づく指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）に適合すること

【評価項目】 審査において評価される項目

■ 基本方針・運営方針に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
基本方針	応募理由	介護保険地域密着型サービス事業者の公募に応募した理由
	法人の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念
	事業所の基本方針	経営理念を具体化した事業所運営の基本方針
運営方針	安定した事業運営に向けた取組み	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	利用者への情報提供・情報公開	利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	主治医との連携	看護サービスの提供にあたって求められる主治医との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	居宅介護支援事業者等との連携	利用者の在宅生活を支援するため、地域での生活全般のマネジメントを行う居宅介護支援事業者や保健医療サービスなど他のサービスを提供する者との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策

	地域包括支援センター等との連携	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護・医療連携推進会議」の設置を含め、地域包括支援センター等と密接な連携を図っていくための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	職員の育成・職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	看護小規模多機能型居宅介護を実現するための人員確保	看護小規模多機能型居宅介護を提供するため訪問を行う職員の確保について、基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための方策
	利用者の確保	安定した事業運営を継続していくための利用者増に向けた基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための課題と方策
	併設サービスとの一体的な実施	併設の訪問看護等と一体的に実施するなど効率的に運営するための方策
利用者保護対策	利用者尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み
	苦情解決の仕組み	さまざまな苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	緊急時・事故発生時の対応	利用者の病状の急変、誤嚥・転倒など事故発生時の対応及び予防・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時の対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策

	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方 や具体的な取組み、それを実現し継続するた めの方策
	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体 的な取組み、それを実現し継続するための方 策
将来を見据えた 方針（地域密着型 として）	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、在宅において 安心して日常生活を送ることができるための 取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本 的な考え方や具体的な取組み、それを実現し 継続するための方策
	看護小規模多機能型居宅 介護事業所としての創意 工夫や取組みの特徴	事業所が地域に貢献していくための具体的な 取組みや、家族や地域に開かれた事業所とす るための方策など、ソフト面における先見性・ 独自性に富んだ創意工夫や考え方の特徴

■ 事業所の特徴に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
事業所の特徴	設置場所	同種の既存サービス事業所等との距離や偏り のない事業所配置
	立地面	原則として市街化区域内にある地域内であっ て、住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や 地域住民との交流の機会が確保される地域の中 にあるか
	事業所のハード面での特 徴	基準に適合したうえで、居室や共用部分の広 さに余裕があるか。また、機能性・快適性は十 分か（採光・通風や設備等） 将来的な施設基準の改正等に伴う、増改築・改 修工事等に対応できる敷地面積があるか又は 確保の見込みはあるか
	その他創意工夫や取組み の特徴	ハード・ソフト面に限らず、先見性・独自性に 富んだ創意工夫や考え方などの特徴

人員・設備基準等

看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、厚生労働省基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に従って、適正な運営や設備を確保する必要があります。以下にその概要を示しますが、詳細については、本市条例及び基準省令とその解釈通知等を必ず参照してください。

I 人員基準（概要）

職種	必要な員数等
管理者	・常勤であること ・介護保険施設等の従業者等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師であること ・専ら管理業務に従事する者であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務も従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事可能
代表者	・介護保険施設等の従業者、訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師であること
介護支援専門員	・介護支援専門員の資格を有すること ・「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること ・専ら計画作成に従事する者であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院）の職務に従事可能
介護従業者	・日中の時間帯は、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上、訪問サービスの提供に当たる者を常勤換算方法で2以上配置すること ・夜間及び深夜の時間帯は、時間帯を通じてサービス提供に当たる者を1以上、宿直勤務に当たる者を必要数以上配置すること ・1以上の者は、常勤の保健師又は看護師であること ・常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という)であること ※ 訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的

	に運営している場合は、看護職員を常勤換算方法で 2.5 以上確保することで、双方の基準を満たしているとみなす ・ 通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち、1 以上の者は、看護職員であること
--	---

2 設備基準（概要）

種類	内容
居間及び食堂	通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定める看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1 人当たり 3 m ² 以上）を確保すること。
宿泊室	原則、個室。床面積 7.43 m ² 以上。 利用者のプライバシーが確保されたものであること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置していること。
事務室	① 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか ② 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務所であっても差し支えない。